

指定区画外の使用料について

別図に示す A 部分のうち、斜線の範囲に精算機や案内看板を設置することを許可します。

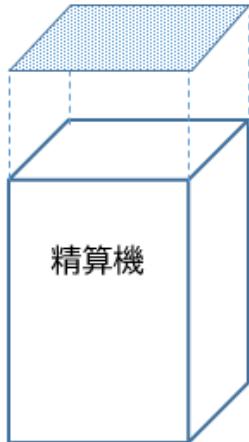
設置の際は、以下に示す使用料を区画に対する提案額とは別途お支払いください。(設置場所は住宅政策課と協議の上決定)

工作物の種別	m ² あたり単価	根拠条例
精算機	6,520円(年額)	伊丹市行政財産使用料条例
看板等※	356円(月額)	伊丹市道路占用料条例

※看板の大きさ(表示面積)に単価を乗じてください。

使用許可申請書提出の際に工作物の計画書を提出して頂き、使用料総額を決定します。

投影面積(精算機を上から見た時の面積)×単価



掲示面積×単価

